令和6年2月6日 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の廃棄物埋設施設保安規定の変更認可申請に係る 核セキュリティ及び保障措置への影響について

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の廃棄物埋設施設保安規定の変更認可申請(令和5年12月12日付け令05原機(科保)078)」に係る核セキュリティ及び保障措置への影響の有無についての確認結果は以下のとおり。

1. 申請の概要

原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を構成する委員長及び委員の指名対象者を職員から職員等に変更し、審議案件に関連する専門的な知識 及び経験を有する再雇用職員が参画できるように整備して人材活用を図るため。

2. 核セキュリティ及び保障措置への影響

(1) 核セキュリティ:影響なし

	評価項目	評価結果	核セキュリティへの 影響の有無
1	防護対象の追加等の有無	今回の申請は、原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を構成する委員長及び委員の指名対象者の変更であり、防護措置が必要となる設備の追加等はない。	無
2	侵入防止対策に係る性能への影響	今回の申請は、原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を構成する委員長及び委員の指名対象者の変更であり、侵入防止対策に係る性能について影響を及ぼさない。	無

[・]委員会で取り扱う資料には核物質防護管理情報が含まれる場合もある。今回の変更により職員以外の者が委員会に参画するが、委員会のメンバーになった者に は、職員と同様に核物質防護管理情報の適正な取扱について教育する。

(2) 保障措置:影響なし

評価項目		評価結果	保障措置への 影響の有無
1)	設計情報質問表 (DIQ: Design Information Questionnaire) への影響の有無	今回の申請は、建物・構築物及び機器・配管系等を変更するものではなく、設計情報質問表への影響はない(変更不要)。	無
2	査察機器の移設又は新規設置の有無	今回の申請は、原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を構成する委員長及び委員の指名対象者の変更であり、既設の査察機器の移設又は査察機器の新設を必要としない。 ※ 監視カメラの視覚障害は生じない(移設不要)。 ※ 環境サンプリングにも支障は生じない。	無
3	サイト内建物報告の観点から、恒久 的な建物・構築物の新設の有無	恒久的な建物・構築物の新設はない。	無
4	既存の査察実施方針への影響の有無	今回の申請は、原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を構成する委員長及び委員の指名対象者の変更であり、既存の査察実施方針への影響はない。 ※ 既定の査察実施に支障はない。 ※ 入域制限措置は不要である。 ※ 保障措置実施手順書の履行に支障はない。	無
(5)	原子炉等規制法に基づく計量管理規 定の変更認可の有無	計量管理規定の記載に変更はない。 ※ 計量管理規定の履行に支障はない。	無

3. 評価結果

上記2.より、今回の廃棄物埋設施設保安規定の変更認可申請書において、核セキュリティ及び保障措置に影響しないことを確認した。

以上